

旭川市公共施設等総合管理計画
推進方針

平成 29 年（2017 年）1 月 旭川市

目 次

- 1 推進方針作成の趣旨 P 1
- 2 施設保有量の最適化及び施設の適切な維持管理の
基本的な考え方 P 1
- 3 施設保有量の最適化に向けた取組の方針 P 3
- 4 進め方 P 4
- 5 施設保有量の最適化の取組 P 6
- 6 施設保全の取組 P 8
- 7 アクションプログラム策定のスケジュール P10

1 推進方針作成の趣旨

本市では、平成28年2月に、人口推計や公共施設等の老朽化等の状況を踏まえ、公共施設マネジメントに関する基本方針を、旭川市公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」という。）として策定しました。

この管理計画は、平成28年度から平成51年度までの期間において、施設保有量の最適化、施設の適切な維持管理、コストの抑制と財源確保、推進体制とマネジメントサイクルの構築の4つの取組を進めることとしています。

これらの取組のうち、特に、施設保有量の最適化については、将来にわたり保有し続ける公共建築物を整理し、それらに対して、効率的に保全の取組を行うことによる財政負担の軽減等の効果が期待できるものであり、管理計画を推進する上で、優先的に検討することが必要です。

そのため、旭川市公共施設等総合管理計画推進方針（以下「推進方針」という。）として、施設保有量の最適化と施設の適切な維持管理に関する取組の方針や進め方を整理します。

2 施設保有量の最適化及び施設の適切な維持管理の基本的な考え方

限られた財源の効果的な活用と、まちの活力の維持・向上への影響を踏まえ、施設保有量の最適化については、各公共建築物とそこで提供している行政サービスの関係性や代替策を整理し、将来にわたり市が保有し続ける公共建築物の明確化を図ります。

また、施設の適切な維持管理については、従前の、壊れてから直す「事後保全」の取組とともに新たに、将来にわたり市が保有し続ける公共建築物については計画的な修繕・更新による建物寿命の延命化や整備費用の平準化を図る「予防保全」の取組を行います。

なお、推進方針において「将来」とは、管理計画の最終年度である平成51年度を目安とします。

旭川市公共施設等総合管理計画において、公共施設は3区分、公共建築物については13の大分類で整理しています。推進方針においても同様の分類を使用します。

【施設区分】

施設区分	施設類型
公共建築物	市民文化系，社会教育系，スポーツ・レクリエーション系，産業，学校教育系，子育て支援系，保健・福祉系，医療，行政系，市営住宅，公園（管理棟，公園トイレ等），供給処理施設，その他
土木系公共施設	道路，橋りょう，河川，公園，空港，農業施設，農村公園，廃棄物処分場
企業会計施設	上水道，下水道，市立旭川病院

【公共建築物分類】

大分類	中分類	主な施設
市民文化系施設	集会施設	公民館，住民センター，地区センター
	文化施設	旭川市民文化会館，大雪クリスタルホール
社会教育系施設	図書館	図書館
	博物館等	科学館，彫刻美術館，井上靖記念館，常磐館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	総合体育館，花咲スポーツ公園施設
	レクリエーション施設・観光施設	旭山動物園，21世紀の森，江丹別若者の郷
産業施設	産業施設	農業センター，工業技術センター，農村地域センター
学校教育系施設	学校	小学校，中学校
	その他教育施設	東旭川学校給食共同調理所
子育て支援系施設	保育園	市立保育所
	幼児・児童施設	児童センター，留守家庭児童会
保健・福祉系施設	高齢者福祉施設	老人福祉センター，いきいきセンター
	障害者福祉施設	障害福祉センター，愛育センター
医療施設	医療施設	夜間急病センター
行政系施設	庁舎等	市役所庁舎，支所
	消防施設	消防出張所，消防分団詰所
	その他行政系施設	総合防災センター，土木事業所
市営住宅	市営住宅	市営住宅
公園	公園	公園施設（管理棟，公園トイレ等）
供給処理施設	供給処理施設	近文清掃工場，飲料水供給施設，近文リサイクルプラザ
その他	その他	7条駐車場，動物愛護センター，旭川聖苑，廃校校舎

3 施設保有量の最適化に向けた取組の方針

将来にわたり市が保有し続ける公共建築物の対象を整理するに当たり、次の方針を持って検討します。

(1) 各公共建築物におけるサービス内容に応じた検討

各公共建築物について、そこで提供しているサービス内容は、設置目的や期待する効果の対象範囲（全国、広域、市全体、市内各地域）、さらには民間事業者等によるサービスとの類似性の度合いなど、それぞれ大きく異なっています。

そのため、各公共建築物を、目的や期待する効果の対象範囲ごとに整理し、検討の方向性を整理します。

(2) 行政サービスの維持・向上に向けたソフト的な取組の検討

消防、学校など行政サービスを提供する上で、公共建築物を所有することが不可欠、あるいはコスト的に優位なものもあれば、必ずしも公共建築物として、自前のハコを必要としないものもあります。

そのため、各公共建築物について、そこで提供している行政サービスの内容を代替策の有無や実現性を含めて整理し、可能なものは、ハコによらないソフト面での取組を検討します。

(3) 公共建築物の効率的な活用の検討

公共建築物について、現在、その多くが単独施設として設置していますが、複数の機能を一つの建物で提供する複合化や建物内でホールや会議室の共有化を図ることにより、公共建築物全体の施設数と床面積の削減を図ることができます。

そのため、将来にわたり市が保有し続ける公共建築物を受け皿として、その特性等を踏まえながら、できるだけ複合化等を検討します。

(4) 地域状況等を踏まえた取組の検討

公共建築物の設置状況を見ると、地域によって、その設置状況や老朽化の状況が異なっています。そのような中、将来の財政負担を鑑みると、各地域において、一律に新たに施設を整備していくことは困難な状況です。

そのため、既存施設を活用して、新たな機能を付加する、あるいはソフト的な取組により行政サービスを提供する等の、地域の状況に応じた取組を検討します。

4 進め方

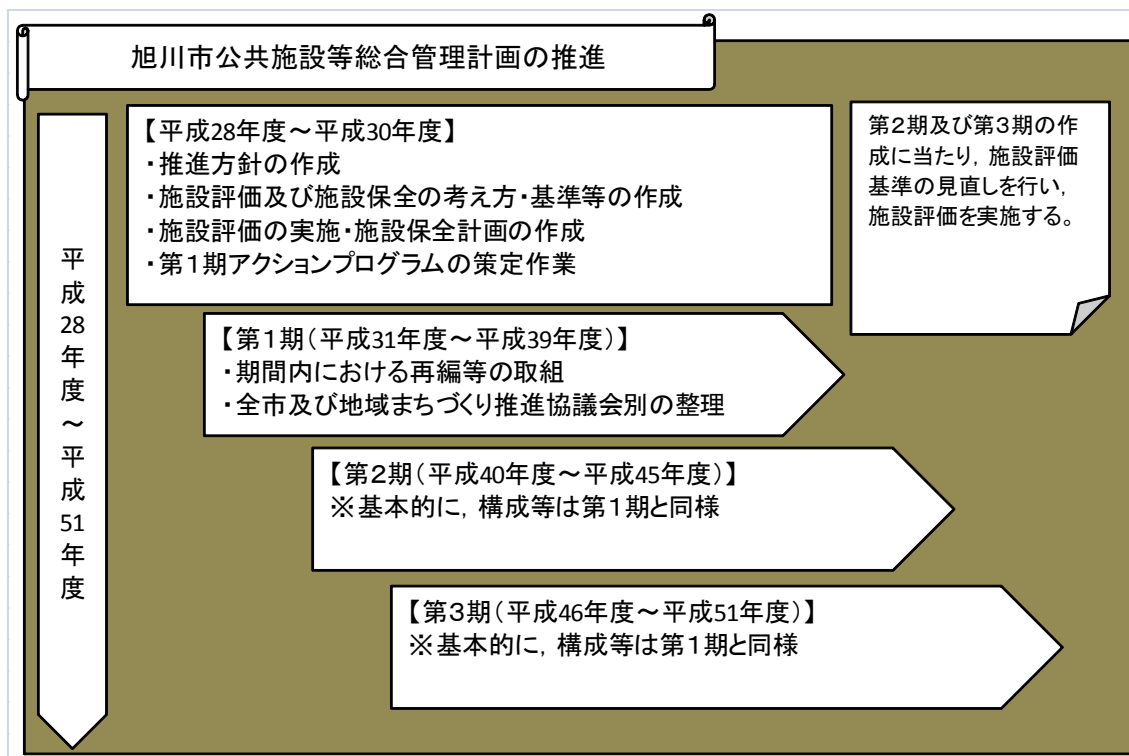
管理計画を効果的に推進するため、進め方について、次のとおり整理します。

(1) アクションプログラムの作成

管理計画は、平成28年度から平成51年度までを期間としており、この間、公共建築物の老朽化や少子高齢化の進展や、新たな行政サービスの必要性が生じるなどの変化が生じます。

これらに対して、より実態を踏まえながら対応できるよう、計画期間内を概ね6年ごとに設定し、この間の具体的な取組内容をアクションプログラムとして策定します。

～アクションプログラムを中心とした計画推進のイメージ～



(2) 地域との意見交換

本市では、地域特性に応じた個性あるまちづくりを推進するため、市内15地域に区分してまちづくり推進協議会を設置しています。

管理計画の推進に当たり、地域まちづくり推進協議会の地域区分を基本としてアクションプログラムの策定を進めるため、その過程において、同協議会等との意見交換を行います。

なお、市民参加の手法として市民意見提出手続きや、附属機関における調査審議など、その都度、必要と思われる取組を検討し実施します。

(3) 公共建築物用途廃止後の扱いの整理

平成20年度以降37の公共建築物（延床面積合計約63千㎡）を用途廃止していますが、民間事業者等に売却又は貸付等により、処分が完了しているものは一部で、それ以外のものについては、貸付等を募集していたり、市が資材等の一時保管場所として使用しています。

今後、人口減少がさらに進むことから、売却等の困難性が高まることが想定されます。そのため、公共建築物を用途廃止した後、計画性の無いものについては、速やかに売却等を進めることを基本とします。

また、用途廃止した公共建築物のうち、建物の安全性の面から使用できるものについては、地域住民等により運営・管理し、活用することも検討します。

(4) 土木系公共施設及び企業会計施設の扱い

土木系公共施設及び企業会計施設については、橋梁及び公園、上下水道において、既に長寿命化計画等を作成し、推進しています。

そのため、当面、現行の取組を継続し、これらの保有量の削減等の取組については、第1期アクションプログラムの策定作業と並行して、進め方等を含めて整理します。

5 施設保有量の最適化の取組

施設保有量の最適化に向けた取組の方針に基づき、各公共建築物について、その機能や老朽化等の状況を踏まえ、管理計画期間内における検討の方向性を整理するために施設評価を実施します。

この施設評価の結果を、地域まちづくり推進協議会ごとに整理し、同協議会等との意見交換を行い、それらの結果を含めて、アクションプログラムとしてまとめます。

(1) 施設評価の対象施設

本市が保有する公共施設のうち、土木系公共施設及び企業会計施設を除いた公共建築物を対象とします。ただし、以下のとおり施設評価の対象外のものがあります。

対象施設	対象外施設
市民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業施設、学校教育系施設、子育て支援系施設、保健・福祉系施設、医療系施設、行政系施設、市営住宅、公園（管理棟）、その他、借上施設	○公園（トイレ、物置） ○対象施設のうち延床面積 50 m ² 以下のもの ○廃止施設（予定含む）

(2) 施設評価の内容

ア 機能面における評価

公共建築物とそこで提供している行政サービスの関係性を把握し、行政サービスの提供範囲（広域レベル～コミュニティレベル）や民間事業者等による類似事業の有無、さらにはソフト事業への転換への可能性と実現性、施設保有の必要性を整理します。

なお、(1) 施設評価の対象施設のうち、以下の施設は、機能として、将来にわたり市が保有し続けるものであることから、機能面における評価の対象外とします。

行政系施設（借上含む）、学校教育系施設、市営住宅、供給処理施設、貸付施設、国・市の文化財、留守家庭児童会等

イ ハード面における評価

用途廃止の方向で検討するもの以外の公共建築物は、何らかの形で、自前のハコやスペースを確保することが必要です。確保に当たり、単独施設として保有するのか、複合施設、又はスペースの兼用で対応するのか、その確保方策を検討するため、耐震性、老朽度、施設（敷地）面積等のハード面で整理します。

なお、（１）施設評価の対象施設のうち、以下の施設は、ハード面における評価の対象外とします。

供給処理施設、貸付施設、借上施設、国・市の文化財、留守家庭児童会等

ウ 総合評価

機能面における評価とハード面における評価をもとに、各公共建築物の検討の方向性を整理し、地域まちづくり推進協議会ごとに、各アクションプログラムの期間別にまとめます。

総合評価は、公共施設マネジメント課が原案を作成し、施設所管課と協議をしながら、その結果等を「各公共建築物の将来像についての検討の方向性」として整理します。

総合評価による各公共建築物の分類

区分	内容
A 継続・単独施設	・将来にわたり市が保有し続けるもので、施設の特性上、単独施設が望ましい。
B 継続・複合施設	・将来にわたり市が保有し続けるもので、施設の特性上、複合化の受け皿となる。
C 複合化・多機能化対応	・将来的に市が保有しないもので、B区分の施設において機能を提供する。
D ソフト事業等への転換	・将来的に市が保有しないもので、民間事業者によるサービスの提供やソフト的な取組を検討する。
E 廃止	・将来的に市が保有しないもので、既に民間事業者による提供体制が構築されている、又はソフト的な取組の検討の必要性が低いもの。

6 施設保全の取組

施設評価の総合評価において、将来にわたり市が保有し続けるものとした公共建築物については、新たに、予防保全の取組を実施します。

(1) 予防保全の対象

総合評価において、継続とした施設のうち、建築物の構造や築年数、耐震化の状況等を踏まえ、長寿命化の効果が期待できるものを対象とします。

なお、築年数については、日本建築学会では、建築物の物理的耐用年数の目安を65年としており、これと比較して、20年程度の残年数があるものとします。

対象施設	対象外施設
施設評価において、将来にわたり市が保有し続けるものと区分したもので、「市有建築物等の点検及び調査に関する実施要領」の定期点検対象建物又は延床面積が500㎡以上のもの。	○施設評価において、将来的に市が保有しないものと区分したもの ○対象施設のうち、建築後概ね45年以上のもの（ただし、構造等を総合的に勘案し、効果が期待できるものは予防保全の対象とする場合があります） ○国・市の文化財に指定されているもの

(2) 予防保全の進め方

予防保全は、適切な時期に修繕・更新を行うことにより、建築物全体の性能劣化を抑え、施設耐用年数の延命化を図ろうとするものであり、計画性を持って取り組むことが必要です。

そのため、以下の目的ごとに計画（台帳）を整備し、進めることとします。

なお、市営住宅については既に長寿命化計画を策定済みのため、それに基づいて予防保全の取組を進めることとします。

ア 長期における修繕・更新時期等の整理

今後、20年程度の期間において、更新すべき部材や機器類をその更新周期にあてはめたものを長期保全計画として整理します。

イ 修繕・更新等の工事内容及び事業費の整理

4年程度の期間において、長期保全計画において対象となっているもの及び点検等の結果を踏まえ併せて工事等を行うものを含めて、工事内容と事業費を短期計画として整理します。

なお、財政負担が特定の年度に集中しないよう平準化に係る調整は、短期計画の内容をベースに行います。

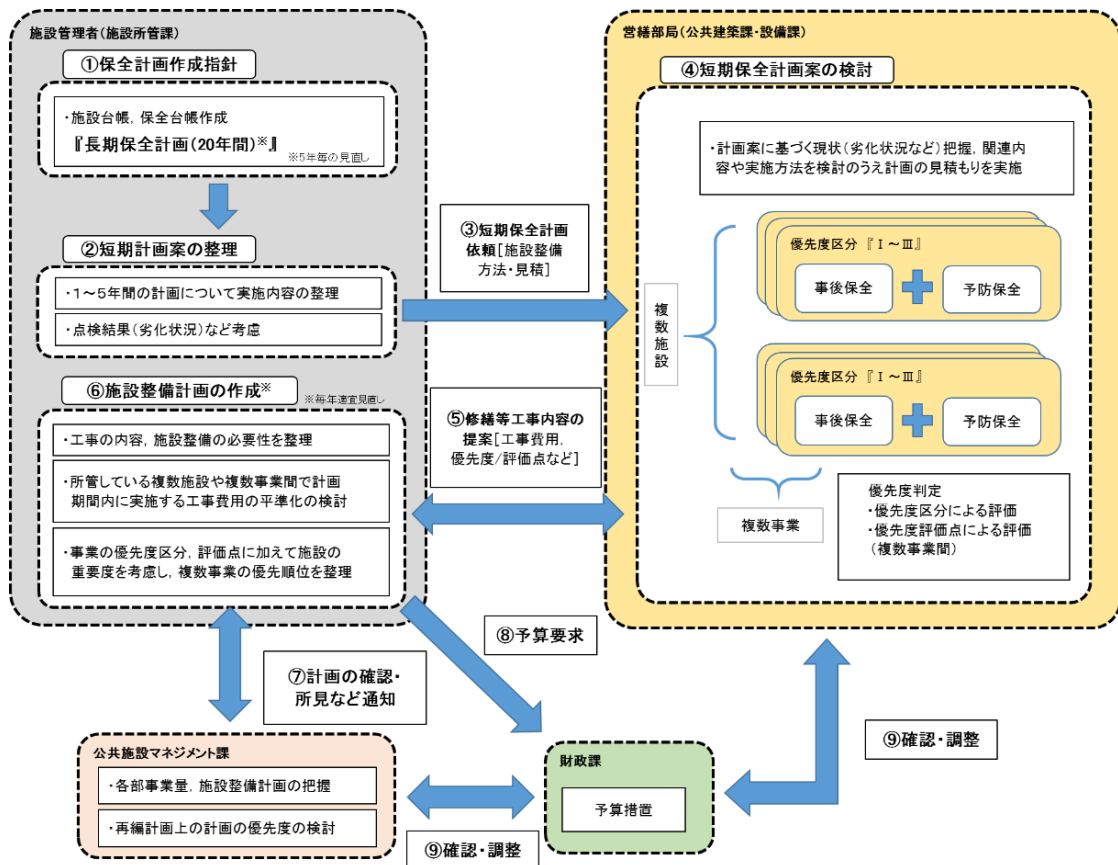
ウ 工事実施時期及び予算要求内容の整理

短期計画をもとに平準化に係る調整作業の結果を、施設整備計画として整理します。

エ 各公共建築物の現状把握

定期点検の結果及び修繕履歴など、現状を把握する上で必要な情報を、施設台帳として整理します。

～予防保全の全体イメージ～



なお、これらの各種計画、台帳は営繕担当部局等と協議しながら、施設所管課において作成します。

(3) 施設評価と施設保全の関係

施設評価と施設保全の関係は次のとおりです。

施設評価（総合評価）	保全の対応	
	建築後概ね 45 年以上	建築後概ね 45 年未満
A 継続・単独施設	事後保全（建替えの検討）	予防保全・事後保全
B 継続・複合施設	事後保全（建替えの検討）	予防保全・事後保全
C 複合施設・多機能化対応	事後保全	事後保全
D ソフト事業等への転換	事後保全	事後保全
E 廃止	事後保全	事後保全

7 アクションプログラム策定のスケジュール

	施設評価	施設保全
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進方針の作成 ・ 施設評価基準の作成 ・ 施設評価の実施（機能及びハード面の評価） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進方針の作成 ・ 保全計画作成指針の作成
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設評価の実施（総合評価） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象施設について予防保全に係る各種計画等作成
	○第 1 期アクションプログラム骨子版作成 ※地域まちづくり推進協議会等との意見交換，附属機関における調査審議	
平成 30 年度		<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度予算から適用を検討
	○第 1 期アクションプログラム全体版作成 ※地域まちづくり推進協議会等との意見交換，附属機関における調査審議，市民意見提出手続き	
	第 1 期アクションプログラム策定	
平成 31 年度	第 1 期アクションプログラム推進	

※ スケジュールについては、今後の作業状況を踏まえ、変更の可能性があります。